

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市規則第15号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(倉吉市印鑑条例施行規則の一部改正)

第 1 条 倉吉市印鑑条例施行規則（昭和57年倉吉市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号中「（運転免許証、保険証等）」を削る。

(倉吉市母子保健法施行細則の一部改正)

第 2 条 倉吉市母子保健法施行細則（平成25年倉吉市規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号中「被保険者証等の」を「医療保険各法による」に改める。

(倉吉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第 3 条 倉吉市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年倉吉市規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

様式第 5 号中「医療保険の被保険者証及び」を「加入医療保険の記号及び番号のわかるもの並びに」に改める。

様式第 6 号中「被保険者証」を「加入医療保険」に、「及び医療保険の被保険者証」を「並びに加入医療保険の記号及び番号のわかるもの」に改める。

様式第 7 号、様式第21号、様式第24号、様式第25号、様式第27号の 2 及び様式第27号の 3 の規定中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

様式第36号中「被保険者証番号」を「加入医療保険の番号」に改める。

(倉吉市障害児通所給付費等の支給に関する規則の一部改正)

第 4 条 倉吉市障害児通所給付費等の支給に関する規則（平成24年倉吉市規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

様式第 6 号中「医療保険の被保険者証及び」を「加入医療保険の記号及び番号のわかるもの並びに」に改める。

様式第 7 号、様式第 9 号及び様式第12号の規定中「被保険者証」を「加入医療保険」に改める。

(倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則の一部改正)

第 5 条 倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「本人確認書類（運転免許証、保険証等）」を「本人確認をできるもの」

に改める。

様式第 1 号中「（運転免許証、保険証等）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。